

議案第 38 号

市川市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例等の一部改正
について

市川市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例等の一部を改正する条例
を次のように定める。

平成 28 年 12 月 2 日提出

市川市長 大 久 保 博

市川市条例第 号

市川市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例等の一部を改
正する条例

(市川市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部改正)

第 1 条 市川市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例(昭和 55 年条例
第 1 号)の一部を次のように改正する。

第 6 条第 3 項中「及び介護休暇」を「、介護休暇及び介護時間」に改める。

第 10 条の 2 第 1 項中「もの」の次に「(以下「要介護者」という。)」を
加え、同条の次に次の 1 条を加える。

(介護時間)

第 10 条の 3 介護時間は、職員が要介護者の介護をするため、要介護者の
各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、連続する 3 年の期
間(当該要介護者に係る介護休暇と重複する期間を除く。)内において 1
日の勤務時間の一部につき勤務しないことが相当であると認められる場
合における休暇とする。

2 職員は、規則の定めるところにより、任命権者の承認を得て介護時間を

受けることができる。ただし、その時間は、前項に規定する期間内において1日につき2時間を超えない範囲内で必要と認められる時間とする。

第12条第4項中「第1項及び前項」を「前3項」に、「第10条の2第1項に規定する日常生活を営むのに支障がある者（以下この項において「要介護者」という。）」を「要介護者」に改め、「」における」との次に「、第2項中「3歳に満たない子のある職員が、規則で定めるところにより、当該子を養育」とあるのは「要介護者のある職員が、規則で定めるところにより、当該要介護者を介護」と」を加える。

（市川市職員の育児休業等に関する条例の一部改正）

第2条 市川市職員の育児休業等に関する条例（平成4年条例第7号）の一部を次のように改める。

第2条第4号ア(イ)を次のように改める。

(イ) その養育する子が1歳6箇月に達する日までに、その任期が満了し、かつ、当該任期が更新されないこと及び職員として引き続き採用されないことが明らかでない非常勤職員

第2条第4号イ中「の1歳到達日（）」を「が1歳に達する日（以下「1歳到達日」という。）」に改め、同条の次に次の1条を加える。

（育児休業法第2条第1項の条例で定める者）

第2条の2 育児休業法第2条第1項の条例で定める者は、児童の親その他の児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第4項に規定する者の意に反するため、同項の規定により、同法第6条の4第1項に規定する里親であって養子縁組によって養親となることを希望している者として当該児童を委託することができない職員で、同法第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4第2項に規定する養育里親であるものに委託されている当該児童とする。

第3条 市川市職員の育児休業等に関する条例の一部を次のように改める。

第2条の2中「第6条の4第1項に規定する里親であって養子縁組によって養親となることを希望している者」を「第6条の4第2号に規定する養子

縁組里親」に、「第6条の4第2項」を「第6条の4第1号」に改める。

(市川市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正)

第4条 市川市一般職の職員の給与に関する条例(昭和26年条例第22号)の一部を次のように改める。

第13条第1項中「第10条の規定による組合休暇及び第10条の2の規定による介護休暇」を「第6条第1項に規定する無給休暇」に改める。

附 則

この条例は、平成29年1月1日から施行する。ただし、第3条の規定は、同年4月1日から施行する。

理 由

「地方公務員の育児休業等に関する法律」の改正に伴い育児休業等の対象となる子の範囲を拡大するとともに、「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」の改正に伴い介護時間の導入等を行う必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。